

## 「指定短期入所」重要事項説明書

庄の原苑ショートステイサービスセンター

当施設は障害福祉サービスの指定を受けています。  
(大分市指定 第 4410100293 号)

(令和 6 年 9 月 1 日 現在)

当施設は利用者に対して指定短期入所を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

### 1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 温寿会
法人所在地	大分県大分市荏隈字庄の原 1798 番地
電話・FAX	電話：097-544-0888 FAX：097-544-1060
代表者氏名	理事長 井上 修二
設立年月	平成 7 年 7 月 28 日

### 2. 利用施設

施設の種別	指定短期入所事業所
施設目的	障害者が居宅においてその介護を行う者の疾患その他の理由により短期間の入所を必要とする利用者等に対し日常生活の支援を提供する。
主たる対象者	障害福祉サービス受給者証のお持ちの方(身体障害者、知的障害者)
施設の名称	庄の原苑ショートステイサービスセンター
施設所在地	大分県大分市荏隈字庄の原 1798 番地 (〒870-0876)
電話・FAX	電話：097-544-0888 FAX：097-544-1060
管理者氏名	石井 宏治
施設運営方針	「明るく、暖かく、愛を持って、安全に」をモットーに処遇する。
開設年月日	平成 12 年 4 月 1 日
入所定員	8 人

### 3. 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は原則として2人～4人部屋です。

居室・設備の種類	室数	面積(m <sup>2</sup> )	1人当たり面積(基準面積)	備考
2人部屋	1室	20.4	(4.95)	10.2
4人部屋	1室	34.8	( 〃 )	8.7
1人部屋	2室	32.0	(10.65)	16.0
合計	4室	87.2		
食堂		216.63		共用
機能訓練室		55.30		共用
浴室		82.7		共用 特殊浴槽
医務室		36.0		共用

※ 上記は大分市が定める基準により指定短期入所に設置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用に当たって利用者特別なご負担はいたしません。

★居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者との協議のうえ決定するものとします。

### 4. 職員の配置状況

職種	常勤・非常勤の別	指定基準
管理者	常勤 1名	1名
生活相談員	常勤 1名 / 非常勤 1名	1名
介護職員	常勤 26名 / 非常勤 3名	24名
看護職員	常勤 4名 / 非常勤 1名	4名
機能訓練員	常勤 1名 / 非常勤 1名	1名
管理栄養士	常勤 1名 / 非常勤 1名	1名
※ 調理員	常勤 1名 / 非常勤 1名	1名
介護支援専門員	常勤 1名 / 非常勤 1名	1名
医師	常勤 1名 / 非常勤 1名	1名

当施設職員は特別養護老人ホーム庄の原苑職員と兼務になります。

※ 給食は業務委託、( )は兼務

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制 (日曜日、祝日及び年末年始を除く。)
医 師	毎週：毎週 月曜日及び金曜日 14時00分～16時00分
介護課長	昼間：8時～17時00分 1～2名
生活相談員	昼間：8時～17時00分 1～2名
機能訓練指導員	昼間：7時30分～16時30分 1名
介護職員	昼間：7時00分～16時 3～4名 8時30分～17時30分 4名 10時00分～19時 3～4名
看護職員	夜間：16時30分～9時30分 4名 昼間：7時00分～16時00分 1名 8時00分～17時00分 1名 8時30分～17時30分 1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対し以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては

- |   |
|---|
| <p>(1) 利用料金給付される場合<br/>(2) 利用料金の金額をお客様に負担いただく場合</p> |
|---|

があります。

(1) サービス内容

食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設では栄養士（管理栄養士）のたてる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としていますが、ご希望の場所にて食事を取っていただくことができます。また、1人で食べられない方には食事介助並びに食後の口腔衛生のお手伝いをいたします。</li> <li>食事時間：朝食：8時～ 昼食：12時～ 夕食：17時15分～</li> <li>時間外でも個々の状況に応じて対応します。</li> </ul>
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>入浴は週2回以上といたします。ただし、身体の状態に応じ清拭となる場合があります。</li> <li>寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴できます。</li> <li>入浴介助や洗髪、整容をいたします。</li> </ul>

排 泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄介助をいたします。</li> <li>・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助をいたします。</li> </ul>
機 能 訓 練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練員により、心身の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を行います。</li> </ul>
健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週月曜日及び金曜日に医師による健康診断を行います。</li> </ul>
生 活 相 談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活相談員による介護や日常生活等についての相談を行います。</li> </ul>
レクリエーション等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誕生日会をはじめ四季折々の各種行事やミニドライブなどを催します。また、カラオケ、生花、書道、陶芸教室などのサークル活動を定期的に開催します。ただし、参加費等個人負担が必要な場合もあります。</li> </ul>

(1) サービス利用料金 (単位：円／1日当たり)

①福祉型短期入所サービス費 (I)

障害支援区分	利用者負担分	実際のサービス費
区分 6	923	9,230
区分 5	784	7,840
区分 4	648	6,480
区分 3	583	5,830
区分 1 及び区分 2	509	5,980

②福祉型短期入所サービス費 (II)

障害支援区分	利用者負担分	実際のサービス費
区分 6	602	6,020
区分 5	527	5,270
区分 4	318	3,180
区分 3	240	2,400
区分 1 及び区分 2	173	1,730

③食費・居住費の料金について

	食費	居室料
従来型個室	1,445	1,231
多床室	1,445	915

④加算について

福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月につき所定単位×159/1000
食事提供体制加算	1日につき48単位
短期利用加算	1日につき30単位

(2) その他サービス内容の料金

以下のサービスは、利用料金の金額がお客様の負担となります。

項目	内容	利用料金
医療・お薬代	当苑受診。他の医療機関受診料・お薬代	要した費用の実費
理容・美容	・ 理容師や美容師の出張によるサービスをご利用した場合	要した費用の実費
特別な食事	・ 利用者の希望により特別な食事を注文した場合	要した費用の実費
複写物の交付	・ 利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、コピーを必要とする場合は実費をご負担いただきます。	1枚につき10円
日常生活上必要となる諸費	・ 個人の使用する日常生活品(衣類、上靴、洗面衛生具等)は利用者にご負担いただきます。 ・ テレビの貸出しは右記の料金をいただきます。 ※おむつ代は介護給付費のなかに入っています。	テレビの貸出 (1日当たり) 50円 (1ヶ月当たり) 1,500円
利用者の移送に係る費用	・ 緊急時の受診を除き、私用の外出及び受診の際は、介護タクシー等の使用をお願い致します。	介護タクシー利用の場合は実費
退所していただく場合にもかかわらず、居室が空け渡されない場合	・ 利用者が退所していただく場合にもかかわらず、居室を空け渡されない場合等には、本来の退所していただく日から現実に居室が空け渡された日までの期間に係る料金を負担していただきます。	①利用者の障害支援区分に応じた介護給付費の金額

※ 利用料をいただく事態が生じた場合は、その都度お客様に了解をいただき定めることといたします。

\*介護給付によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣が定める金額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。

### (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用の合計金額は退所される時にお支払下さい。複数月にまたがって入所される場合の途中月に関しましては、月末ごとに料金・費用を計算し請求しますので翌月10日（退所日が翌月10日までの場合は退所日）までにお支払下さい。お支払は以下のいずれかの方法でお願いします。

- ① 当事業所に直接支払う。
- ② 下記指定口座への振込み。  
 大分銀行 賀来支店 口座番号 普通 416869  
 口座名義 特別養護老人ホーム庄の原苑  
 苑長 石井 宏治  
 (手数料は利用者負担とさせていただきます。)

## 6、入所中の医療提供について

(1) 当苑にもクリニックが併設されていますが、ご利用様は日頃よりご自宅にて掛かり付けの医療機関があると思います。ショートステイ利用中突発的な受診等が必要な場合につきましては、まず掛かり付けの医療機関での対応とさせていただきます。

特にご希望がない場合にはどの医療機関でも受診可能ですが、当事業所の下記協力医療機関において受診や入院治療を受ける事ができます。

\*受診時にはご家族様の意向で医療の方針が決まる医療機関が多く、またご自宅のご様子を伺う場合もありますので、ご家族様同伴とさせていただきます。

協力医療機関	名称	所在地	診療科
	大分三愛メディカルセンター	大分市大字市 566-3	内科、外科他
協力歯科	大分ユニオン歯科		歯科
	訪問歯科ゆうあい		歯科

## 7. 緊急時の対応

利用者に容体の変化等があった場合は、医師、救急隊及びご家族等へ連絡し必要な措置を講じます。

医 師 氏 名 井上 修二 大分市大字荏隈 1790 番地 1  
連 絡 先 庄の原クリニック TEL 097-573-6645  
FAX 097-573-6689

ご 家 族 氏 名 (続き柄)

連 絡 先

自宅番号

携帯番号

㊞

## 8 利用の中止

利用者の都合で、利用予定日の前日までに申し出がなくサービスの利用を中止された場合、取消料として当日の利用料金の50%をお支払いいただくことがあります。

また、利用者がサービスを利用している期間中でもサービスの利用を中止することができますが、この場合すでに実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただくこととなります。

## 9、施設を退所していただく場合

利用者は、以下のような事由が生じた場合、継続してサービスを利用することができなくなり退所していただくこととなります。

- ① 利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ② 当事業所に対応できない医療行為が必要になった場合。
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又は止むを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④ 事業所施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 事業者が介護保険等の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者から退所の申し出があった場合
- ⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合

(1) 利用者からの退所の申し出

利用者から当施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の前日までにお申出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に施設を退所することができます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 障害支援区分対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</li><li>② 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく障害福祉サービスを実施しない場合</li><li>③ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</li><li>④ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりお客様の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他入所を継続しがたい重大な事由が認められる場合</li><li>⑤ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れのある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合</li></ul> |
|--|

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 利用者が、入所時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果入所を継続しがたい重大な事由を生じさせた場合</li><li>② 利用者によるサービス利用料金が1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合</li><li>③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、入所を継続しがたい重大な事由を生じさせた場合</li><li>④ 利用者が病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合</li></ul> |
|---|

## 11.身体拘束について

当施設では、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除いて、利用者に対して隔離・身体拘束等の、その他の方法により利用者の行動は制限しません。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、事前に各専門職で会議を開き必要性等の検討し、その後検当内容・目的・理由・身体拘束時間・期間等をご利用者・御家族へ説明し同意後実施することを厳守します。



## 1 2. 虐待防止及び人権の擁護について

当施設では、ご利用者の人権の擁護・虐待などの防止の為、

- (1) 事業者に対する研修
- (2) ご利用者及びご家族からの苦情受付体制の整備
- (3) 虐待防止責任者の選定

を行っております。

## 1 3. 業務継続計画の策定について

- 1 指定短期入所事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を行うものとする。

## 1 4. 苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

当事業所における 苦情の受付窓口	苦情受付窓口（担当者）
	職名 事務参与 氏名 田崎 友子
	毎週 月曜日～金曜日 8時～17時30分
	TEL 097-544-0888（祝祭日、年末年始を除く）

※ ご意見・ご要望箱を当事業所玄関・2階東非常口の内側に設置しています。

- (2) 行政機関その他苦情受付期間

大分県社会福祉協議会内 大分県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 大分市大津町2-1-41
	電話番号：558-0301 FAX：558-6001
	受付時間 9時～17時30分
大分市役所 障害福祉課	所在地 大分市荷揚町2番31号
	電話番号：537-5658 FAX：537-1411
	受付時間 8時30分～18時

(3) 虐待防止に関する相談窓口

当事業所における 相談窓口	虐待（苦情）相談窓口（担当者）
	職 種 生活相談員 氏名 井 口 知 美 受付時間 毎週 月曜日～金曜日 8時～17時30分

指定短期入所の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

指定短期入所

庄の原苑障害ショートステイサービスセンター

説明者職名

氏 名

印

\_\_\_\_\_ は社会福祉法人温寿会が運営する庄の原苑ショートステイサービスセンターの、提供する短期入所についての説明を受け、これに同意し、契約をします。

上記の契約を証する為本書 2 通を作成し利用者又は利用者代理人（身元引受人）と事業者が記名押印した上で各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者氏名

氏 名 印

利用者代理人(身元引受人)

氏 名 印  
続柄

事業者 社会福祉法人 温寿会  
特別養護老人ホーム庄の原苑

(所在地) 大分市大字荏隈字庄の原 1798 番地

(代表者) 理事長 井 上 修 二 印

※この重要事項説明書は、大分市条例第 10 条の規程に基づき、利用者又はそのご家族への重要事項説明のために作成したものです。大切に保管して下さい。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設概要

建物の構造	鉄筋コンクリート造 二階建（耐火建築）新築部鉄骨造 二階建
建物の延べ面積	3 6 3 4. 9 m <sup>2</sup>
入所定員	78名
併設事業	当施設では、次の事業を併設しています。 [訪問介護] 平成12年3月 3日指定 大分県 4470101066号 [認知症対応型通所介護事業所] 平成11年4月1日指定 大分県 4470101074号 [通所介護] 平成12年3月 3日指定 大分県 4470101074号 [短期生活介護] 平成12年3月 3日指定 大分県 4470101058号 [居宅介護支援事業] 平成11年8月31日指定 大分県 4470101066号 [認知症対応型共同生活介護事業] 平成18年2月17日指定 大分県 4470104060号
施設の周辺環境	九州高速道大分インターチェンジに近接した市街地の高台に位置し、緑豊かな自然環境に恵まれた施設として評価が高い。

2. サービス提供における事業者の義務

当施設は利用者に対するサービスの提供に当たって、次のことを守ります。

- |   |
|---|
| <p>① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。</p> <p>② 利用者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携して利用者から聴取、確認の上でサービスを実施するものとします。</p> <p>③ 利用者に提供したサービスについての記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。</p> <p>④ 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急止むを得ない場合には記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。</p> <p>⑤ 事業者・サービス従事者・従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はそのご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務の順守）</p> <p>ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合、又は利用者が他施設へ移られる場合には、当該医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。</p> |
|---|